

全国健康保険協会に対する国庫補助について

平成 26 年 12 月 18 日
日 本 商 工 会 議 所
全 国 商 工 会 連 合 会
全国中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会
全 国 健 康 保 険 協 会

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、加入者数 3,600 万人、国民の 3.6 人に 1 人が加入する日本最大の医療保険者であり、被用者保険のセーフティネットとして日本の国民皆保険制度を支えている。

一方で、その加入者の大半は、収入の低い中小・小規模企業の事業主やそこで働く従業員、その家族であり、財政基盤は脆弱である。

加えて、協会けんぽの財政構造は医療費等の支出の伸び率が賃金の伸び率を上回る赤字構造となっており、構造的な赤字財政は依然として解決していない。

このため協会けんぽは、平成 22 年度以降、3 年連続で保険料率の大幅な引上げを行っており、現在の平均保険料率は 10%に達している。これ以上の引上げは、中小・小規模企業の経営や加入者の生活に大きな負担となり、容認できない。

そのような状況下にあるにもかかわらず、財務省は、財政制度等審議会において、中小・小規模企業の実態とは乖離した経済前提に基づいた試算を行った上で、協会けんぽへの国庫補助率を現在の 16.4%から 13%まで段階的に引き下げる案を示している。

協会けんぽに対する国庫補助率の 13%への引下げは、中小・小規模企業の事業主やそこで働く従業員を犠牲にするものであり、われわれは、断じてこれを容認することはできない。

もとよりわれわれの要望は、被用者保険の最後の受け皿の制度である協会けんぽを安定的かつ持続的に運営していくため、協会けんぽに対する国庫補助金の補助率の 20%への引上げをはじめ、財政基盤の安定化を実現することである。さらに今般、中小・小規模企業の事業主やそこで働く従業員、その家族の声を受けて、協会けんぽに対する国庫補助率の 13%への引下げに対する考え方をまとめたので、ここに広く国民に対して明らかにする。政府・与党におかれては、われわれの総意を受け止め、政策に反映いただくよう切に要望する。

記

1 協会けんぽに対する国庫補助率の 13%への引下げが行われることは、以下の理由により容認することは断じてできない。

- 協会けんぽの全国大会・支部大会において、全国 3,600 万人の協会けんぽの加入者及びその事業主の総意として協会けんぽに対する国庫補助金の補助率を健康保険法本則上限の 20%に引き上げることを決議している。国庫補助率の 13%への引下げは、その総意に反するものである。

- 協会けんぽの準備金（積立金）は、リーマンショックの影響等により平成 21 年度に生じた 3 千億円超の累積赤字を解消するために、厳しい経済情勢の中で保険料率を引き上げ、保険料を負担してきた中小・小規模企業の事業主やそこで働く従業員の努力の賜物である。

準備金の水準を理由に国庫補助率の 13%への引下げを行うことは、国が、中小・小規模企業の事業主やそこで働く従業員の努力を召し上げることに他ならない。

また、健全な財政運営を阻害するものであり、断じて容認できるものではない。

- 被用者保険制度において、国は、共済組合や健康保険組合のない中小・小規模企業等について、法律により強制的に協会けんぽに加入する仕組みとしている。被用者保険制度の保険者間の財政力格差は、保険者の努力で解決できるものではなく、こうした国の制度設計により生じているものであり、国がその責任において是正することは当然のことである。

被用者保険間で財政力格差が依然として存在する中で、国庫補助率の 13%への引下げは、この国の責任を放棄するものである。

2 協会けんぽの一時的な財政状況の改善を理由に国庫補助率の 13%への引下げを行うことは、協会けんぽの財政状況改善に向けた努力を一切否定するものであり、平成 25 年の国会の附帯決議に反し、国会の意思を無視するものである。

協会けんぽが被用者保険における最後の受け皿として、持続可能な制度となるために、恒久的な措置として、協会けんぽの財政基盤の安定化の実現を強く要望する。